

会 議 録

会議の名称	令和6年度 第2回 所沢市成年後見制度推進検討委員会
開催日時	令和7年1月29日（水）14時00分 ～ 15時40分
開催場所	所沢市こどもと福祉の未来館 多目的室3・4号
出席者の氏名	飯村 史恵（委員長）、笹原 文男（副委員長）、近藤 宏一、高野 香、 行武 綾子、畑中 武、一色 義直、溝井 光正、小野寺 健、中川 博之、 黛 浩一郎、坪井 弘直、田中 保子
欠席者の氏名	
説明者の職・氏名	地域福祉センター 主査 伊藤 庸介
議 題	（1）次期『所沢市成年後見制度利用促進基本計画』策定の方向性について （2）『所沢市成年後見制度利用促進基本計画』現況と課題に向けて
会議資料	【配付資料】 ・会議次第 ・委員名簿、席次表 ・資料1 令和6年度第2回所沢市成年後見制度推進検討委員会 ・資料2 前回市民アンケート調査結果
担当部課名	福祉部 地域福祉センター 電話04（2922）2115 地域福祉センター センター長 細田 和彦 地域福祉センター 主査 新井 一也 地域福祉センター 主査 伊藤 庸介 地域福祉センター 主任 竹村 俊朗

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局 （細田センタ 一長）	1. 開 会 開会を宣言した。 2. 会議の運営方法に関して ①会議の公開・非公開について（原則、公開とする） ②会議録の記録方式について（発言者名は公開とし、要約方式で記録する） ③会議録の確定について（委員長に署名・承認を得て、確定する） 3. その他 ①傍聴希望者の確認 傍聴希望者なし。 ②資料の確認 配付資料を確認した。 4. 議 題
事務局 （伊藤主査）	1. 次期『所沢市成年後見制度利用促進基本計画』策定の方向性について ～資料1から資料2を用いて説明～ 次期計画策定の方向性を報告した。 （概要） 現行の計画が包含されている第3次地域福祉計画の期間が令和8年度までであり、次の第4次地域福祉計画においては市の『地域福祉計画』と社協の『地域福祉活動計画』を統合し、新たに『（仮称）所沢市再犯防止推進計画』も包含した上で1つの冊子にまとめる方向で検討している。その上で、『所沢市成年後見制度利用促進基本計画』については、次期計画の策定体制、スケジュール、計画策定にあたっての市民アンケート調査及び重点事項の整理の4つをポイントに取り上げた。特に、市民アンケート調査については、第4次地域福祉計画全体の調査を令和7年9月から10月に実施する予定であり、本委員会の次回開催時である7月時点で調査内容を確定させておく必要がある。そのため、本日及び5月ごろを目途に郵送かメールにて意見聴取を行わせていただきたい。なお、設問の一例として、任意後見制度と市民後見人について取り上げているが、必須事項ということではない。 重点事項の整理については、令和7年度第2回と第3回をかけて行っていきたい。次期計画の目標は、市民や関係者にとって「わかりやすく読みやすい」計画とすること、そのためには計画の軸を定め、地域福祉計画の「権利擁護」とより一体化させ、その中の取組みとして位置づけることが肝要と考えている。
黨委員	前回の市民アンケート調査の設問が47もあったとのことで、回答者からすれば後半はうんざりしてしまい適当に回答する危惧がある。そうすると正確なデータとしての信頼性が損なわれてしまう。また、資料1のスライド9の一例にある任意後見制度の設問

	が3行と長いのも回答者にとっては負担なので、可能であれば2行程度に収めた方が正確な回答を得られるのではないかと。制度説明を長々と書いてどうですかと問うのは無理があるとの印象を持った。
飯村委員長	成年後見制度だけではなく、その他の福祉サービスにおいても、「制度を知っているか」「制度の中身までよく知っているか」「制度の名前は聞いたことがあるか」といった問いに対して、「知らない」という回答が一般的には多い。また、用語の的確な理解、例えば、訪問介護とホームヘルパーが同一と理解しているかどうかをアンケート調査のみで把握することは難しいので、工夫の余地があるというご指摘かと思う。
事務局 (伊藤主査)	設問の一例に任意後見制度を取り上げたのは、これまで実施してきた一般向け講座のアンケート結果を振り返ると、以前は成年後見制度のことを全く知らない参加者が大半だったが、近年は制度をある程度理解した上で受講する方が増えてきており、中でも任意後見のように「予め備えておく」という点に関心を持っていると感じたからである。これは、国の『第二期成年後見制度利用促進基本計画』で優先して取り組む事項に示されている点とも合致している。ご指摘を受け、設問が冗長、また、成年後見制度をある程度知っていることを前提とした表現になっていると感じた。限られた文章でどの程度噛み砕いて意図を伝えるのかという点については、注力しなければならない。
田中委員	第3次地域福祉計画の施策目標において成年後見制度の普及・啓発を掲げているので、この周知結果を確認する意味では任意後見制度や市民後見人についての設問自体は必要だと思う。ただし、ご指摘があったとおり設問が長いと読み飛ばされたり、適当に回答されてしまうので、例えば、「任意後見制度について知っているか」「市民後見人に支援してほしいか」程度に留め、その下に括弧書きで概要を記載することで訊きたいことを訊き、且つわかりやすい説明もできるのではないかと。また、市民後見人の記載については、弁護士や司法書士などの資格を持たない親族以外の市民というのはそのとおりだが、養成講座を受講し制度を学んでいることは補足した方がよいのではないかと。
近藤委員	重複するが、市民後見人とは養成研修を受講した後、社協等で法人後見支援員としての実務経験がある方々という説明は必要かと思う。そうするとやはり文章が長くなってしまいが、回答者への周知という意味でも上手く入れ込んでもらいたい。任意後見制度は、日頃の法律相談でも受ける機会が増えているので加えていただきたい。
飯村委員長	いずれも家裁が深く関与している複雑な仕組みであり、その点をきちんと周知していくこと、一方でアンケートは簡潔に説明して、身のあるデータにしていくのは両立しがたい部分がある。一般向け相談を日々受けている社協等の専門職に話を伺いながらトライアルでアンケートを実施できれば精度が高まるかもしれない。
高野委員	前回の市民アンケート調査では、世帯構成を把握していたのか。

事務局 (伊藤主査)	「一人暮らし」「夫婦のみ」「親と子」「親と子と孫」「その他」の5項目で調査している。
高野委員	後見申立の中では市長申立が一番多いが、家族と同居している場合は第三者に後見人になってほしいか尋ねても多くは拒否し、単身高齢者の場合は親族がおらず否応なく第三者という回答になるのではないかと資料2を拝見していた。また、前回の市民アンケート調査のような訊き方では、私が回答者だとしたら「制度は利用したくない。支援してほしいのは親族」と回答する。例えば、制度を知らないと回答した場合であっても、「どういう窓口で相談に行きたいか」という相談窓口の啓発に繋がる設問があればよいのではないかと。 次に、市民後見人の設問だが、市民後見人の法的定義が明確ではない中で、何も知らない方に漠然と支援してほしいか訊くのは危うく、説明は必要かと思う。
飯村委員長	難しい部分ではあるが、世帯構成を訊いているのであれば、構成別に回答割合がどのように変化しているのかを集計し分析しなければ意味がないので分析方法も検討いただきたい。本人自身がどういう方に任せたいかという設問については、もう少しニュートラルな訊き方ができれば、ご指摘のとおり啓発にもなる。市民後見人の定義は大変難しいが、所沢市ではこういう研修を実施し、こういうバックアップがあるという書き方であれば、関心を持たれる方もいるかもしれないので、委員各位のご意見をいただきながら、工夫してもらいたい。
笹原副委員長	次期計画の策定の体制について。資料1のスライド6の説明は、市の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画の二冊を一冊にするという認識でよいのか。成年後見制度利用促進基本計画が地域福祉計画の一部になるとすると、計画全体がどのような委員構成の元に策定されるのかを知りたい。また、第3次地域福祉計画策定時には本委員会の委員が地域福祉推進委員会にも参加していたのかを確認したい。参加していなかったのであれば、本委員会から地域福祉推進委員会に参加できる形を作っていただきたい。 次に、再犯防止計画を含むとの話がもあったが、初めて聞く委員も多いと思うので、内容を確認しておいた方がよいのではないかと。 最後に、市民アンケート調査についてだが、成年後見制度が誰のためのものなのかという点を、わかりやすく盛り込んでもらいたい。なぜならば、判断能力が十分でない場合に利用する制度と言ってしまうと、自分が何もわからなくなった時に誰かが代わりにやりたい放題してしまうのではと考える方も一定数いると思われるからである。この制度は自分がどうしたいのかという意思決定支援のためにあるもので、例えば、東京都品川区では『意思決定支援ライフプランノート』を作成している。これは、元気なうちに預貯金などの金銭管理をはじめ、自分がどうしたいかということを書き起こしておくもので、支援者はそのノートを参考に意思決定が難しくなった方への支援に動く取り組みになっている。所沢市においても成年後見制度が自分の意思決定を支援する制度だと理解してもらえるようなアンケートを作成できればよいのではないかと。

事務局 (伊藤主査)	市の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画の二冊を一冊にするという認識については、そのとおりである。次に、第3次所沢市地域福祉計画策定時には、現在の地域福祉推進委員会委員長が本委員会の委員長も務めていただいたほか、両委員会を兼務していただいた委員が1名いた。本委員会から地域福祉推進委員会の方への参加というご提案だが、『所沢市地域福祉推進委員会条例』において委員定数が定められていることから、持ち帰って検討させていただきたい。 再犯防止計画の具体的な内容は現時点で未定だが、第3次地域福祉計画においても虐待防止及び再犯防止の推進の取組みとして更生保護サポートセンターの拠点確保を掲げているため、こちらに準じながら内容を精査して広げていくイメージでいる。 成年後見制度における意思決定支援の重要性は認識している。所沢市においてもエンディングノートは作成済なので、その点を活かしたアンケート内容も検討したい。
笹原副委員長	再犯防止計画は、特別調整の観点から出てきた話かと思う。所沢市で生活したい方が特別調整で出所した際に、福祉的な支援や生活保護に繋ぐなどのほか、地域生活定着支援センターも含めた大きな話になるので、委員各位が理解できるように説明願いたい。
事務局 (伊藤主査)	現時点で仮段階のため、次回の委員会で報告させていただきたい。
飯村委員長	大変重要なお指摘だったので補足しておきたい。地域福祉計画とは多岐にわたる計画であり、厚労省からは法改正により高齢者・障害者・子ども関係などの上位計画と位置づけられ、そこに成年後見制度を含む権利擁護や、あるいは災害時の要支援についても包含する計画も出てきているなど、ここ数年でより幅が広く包括的な計画という位置づけに変わってきている。所沢市地域福祉計画の全体像を委員各位に知っていただくことで、何を進めていくのか理解する必要があるので、次回は資料も含めて説明願いたい。 次期の地域福祉計画においては、社協の地域福祉活動計画と一体化するとの説明もあったが、黛委員から何か補足があれば伺いたい。
黛委員	社協は自主財源をほぼ持たないことから計画を策定しても実行が伴わないなどと言われることもある中で、市の計画と一体化することで計画の実行性が担保されること、また、両計画は乖離するものではないものの立場上の相違はあるため、現行の地域福祉活動推進会議の委員が意見を述べる場が必要という点からも一体化をお願いしている。一体化といって一冊の中で社協と行政の二部構成になっている計画もあるが、そうではなく、両委員会の委員が話し合って策定していく計画になっていけばよいと考えている。
飯村委員長	計画の在り方は各自治体や社協によってさまざまなバリエーションがあり、事務局を一体にしているところもあれば、一体化しながらも冊子は別々という形のパターンもある。所沢市における具体的な形ということで、委員各位からご意見をいただき、よりよいものにしていければと思う。

行武委員	資料１のスライド６に、「両計画は内容が密接に関連しているため、より一体的で市民にとってわかりやすいものに」とあるが、委員を務めるまで両計画の存在を知らなかった。どこで配布され、誰が読むことを想定して策定しているのか教えてほしい。また、ここでいう『市民』が専門職ではなく一般市民だとすると、二冊を一冊にすることでボリューム的に読んでももらえないと思うので、どこがターゲットなのか気になった。 次に、前回アンケート内容結果として、成年後見制度を知らないから利用したいと思うか問われてもわからないとの回答が５割以上だったのではないかと説明があった。私であれば、必要性があれば利用せざるを得ないだろうが、その時にならないとわからないので、制度は知っているけれども、利用したいかはわからないと回答するのではと考えた。同様に、制度は知っているが、具体的に後見人が必要になるのはどういうときなのか、認知症になったら即必要になるのか不安に思っている方もいると思う。例えば、「成年後見制度はどういうときに必要になるか知っているか」、「成年後見制度が必要だと思ったことはあるか」、「必要と思ったが使わなかったのであれば、その理由は」など、制度利用に至らなかった理由を探る設問があってもよいのではないかと。
事務局 (伊藤主査)	地域福祉計画は、市役所１階にある市政情報センターで有償頒布している。なお、概要版は、こどもと福祉の未来館及び各まちづくりセンターにて無償配布しているほか、策定時に市内の全中学校生徒にも配布している。また、地域福祉活動計画については、こどもと福祉の未来館３階の社協窓口で配布している。
事務局 (細田センター長)	計画のボリュームについてだが、現計画においても読みづらい面もあるので、その辺も含めて検討したい。
事務局 (伊藤主査)	市民アンケート調査については、前回の訊き方は様々な誤解を招く表現だったと認識しているので、本日いただいたご意見を反映させ、精査していきたい。
飯村委員長	地域福祉計画は、市のホームページで公開しているのか。
事務局 (伊藤主査)	公開している。
飯村委員長	行政の地域福祉計画にしろ、社協の地域福祉活動計画にしろ、基本は市民を対象にしているものの、民生委員やボランティア活動をしている福祉関係者などが手にしているのが実態である。内容一つ一つの事項にボリュームもあり決して読みやすいものではなく、様々な層の方々を網羅して提供できる作りにはなっていない。これをどのようにわかりやすい形にしていくかという話で、市民アンケート調査にも同様のことが言える。前回の設問数が４７ということだったが、おそらく今回は社協の地域福祉活動も含めたものになると思われる。その中で権利擁護の部分については、５～６問程度の配分になってしまうことから、では何を訊くかという話になる。そのためにも地域福祉計画の全

畑中委員	映像を委員に示しておかないと適切なご意見を伺うことが難しい。設問数も工夫した上で、それらを踏まえて5月ごろに再度意見聴取をしていただきたい。 計画の読み手が誰なのかという点について、地域福祉計画に限らず市は様々な計画を策定しているが、冊子そのものを読んでもらうという意味でのわかりやすさではないと考えており、正直なところ、一般の方は読まないと思われる。計画自体は、各々の分野の考え方や施策の体系などを網羅的に掲載することでしっかり検討して取り組んでいることを示す必要があるため、どうしてもボリュームは増えてしまう。では、何をもってわかりやすいとするかという、市が何をしようとしているかを伝えることである。これは税金をどこに投入しているかとイコールでもあることから、冊子のボリュームで論じるのではなく、市の方向性や取組みの重点事項がきちんと伝わるよう表現していくことが重要だと考える。
中川委員	市民アンケート調査について、委員各位のご意見はいずれもごもっともだと感じているが、全体の設問数の中で成年後見制度のみ詳細に訊いていくのは大変難しく過度な期待はできないのではないかと。少なくともわかりやすく短い言葉で表現し、また、設問の順序によって回答が変わってしまう点も重視しないといけない。さらに、同じ質問を続けることで市民の意識がどのように変化しているのか見るのも一手だと思う。 任意後見制度については、内容を知らない方が多い一方で、必要としているケースは数多あると思う。私の団体においても移行型の受任契約を7件結んでおり、はじめから任意後見を利用したいというより、説明を受けて保険として契約を結んでおくことで安心したいという方が多い。周知徹底のためにも設問に加えてほしい。 2. 『所沢市成年後見制度利用促進基本計画』現況と課題に向けて ～資料1を用いて説明～ (概要)
事務局 (伊藤主査)	所沢市成年後見制度利用促進基本計画策定から現在までの状況について、この間、厚労省の第一期計画では中核機関が担うべき機能として、①広報機能②相談機能③成年後見制度利用促進機能④後見人支援機能の整備が掲げられた。当市はすでに中核機関を設置していることから、この4機能における現在までの取組みをまとめた。 次に、厚労省の第二期計画では地域連携ネットワークが担うべき機能として、①本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能②その機能を強化するための地域の体制づくりを行い、権利擁護支援を行う3つの場面の機能整備としてまとめられており、この地域連携ネットワーク整備の今後の検討課題を取り上げている。
中川委員	資料1のスライド16の④後見人支援機能において、今後の検討課題に「後見人等のほか権利擁護支援の関係機関（者）等との更なる連携体制」とあるが、受任調整を含めることを強くお願いしたい。例えば、親が認知症で子どもが知的障害というケースの場合、本来はどちらも対応しなければならないが、利益相反の問題から家裁は同じ法人が受任することを確実に認めない。そうすると、後見人の担い手が見つからず、どこに頼

坪井委員	めばよいのか非常に困ってしまう。ぜひとも専門職等に精通している成年後見センターに担っていただきたい。 日々、業務を行っている中で市民の要請に応えられているのか、体制的な脆弱さに忸怩たる思いがある。受任調整についても、現状では大変難しいのが実情である。資料１のスライド１０に他市の状況として川越市と越谷市の記載があるが、こちらの社協においても所沢市と概ね同様の体制で権利擁護事業に取り組んでいる。現在、成年後見センターでは、市から成年後見制度推進事業を、県社協から日常生活自立支援事業を受託し、また、法人後見も９件担っている状況がある。単純比較はできないが、川越市や越谷市の予算規模は人口一人当たり１００円が最低ラインであることが各資料から見て取れるので、実施体制の充実も含めて所沢市にも検討いただきたい。 後見業務における身上保護、意思決定支援については、通常、家裁から後見の審判が下りても直ちに後見人が実行するのは難しいと思われるが、その点、社協では日常生活自立支援事業の『あんしんサポートねっと』を利用いただきながら、成年後見制度に移行する過程で、被後見人の思考やどのような人生を歩んでこられたのかを鑑みることができるので、被後見人の希望を汲み取っていくことを大事にしていきたい。成年後見制度を国が再検討している中、次期計画策定は非常に難しい取組みになると承知しているので、市民アンケート調査で市民の声を聴きながら貢献できればと考えている。
飯村委員長	成年後見制度の枠組みだけでできることと、もう少し広い範囲で意思決定支援を考えなければならない部分を混同してしまうと制度の適正な理解から遠のくことにもなりうる。その点も考慮して、アンケート内容や次期計画の位置づけについて、委員各位からご意見を賜っていきたい。
近藤委員	議題２の概要説明の際に、近々家裁へ訪問する予定との話があったが、ぜひとも所沢市の取組みをアピールしていただきたい。例えば、資料１スライド１６に親族後見人情報交換会の開催とあるが、以前に同席した限りでは親族後見受任者の参加が少なかったと記憶している。実際に勧めてもらえるかは不明だが、家裁が後見監督をしていく中で、親族後見人の困りごとに対して成年後見センターで情報交換会を開催していることや、相談窓口があることを周知してもらうことで支援に繋がることを期待したい。
飯村委員長	福祉分野だけでは解決困難な領域に対して、司法からの助言というのも重要な機能だと思うので、今回の訪問を足掛かりにしてもらいたい。
笹原副委員長	資料１のスライド１７に法人後見を実施している団体の情報把握とあるが、現在、市内で法人後見を受任しているのは社協のみののか。
事務局 (伊藤主査)	正確に把握してはいないが、中川委員が代表をお務めの『NPO 法人 市民後見いきいき Net 所沢』のほか、いくつかのNPO 法人等が受任していると聞いている。まずは、どの団体が何件受任しているかを正確に情報収集していくことを考えている。

飯村委員長	家裁との連携という面もあるので、可能な限り情報収集と共有をお願いしたい。そのほか、事務局から何かあるか。
事務局 (伊藤主査)	資料１のスライド１５において、今後の検討課題に法人後見実施団体との市民後見人候補者の受け入れ調整を挙げている。この点について中川委員にお伺いしたい。現在、県主催の市民後見人養成講座受講者が１８名おり、今後、市民後見人候補者としての処遇をどのようにしていくかについて、成年後見センターの担当者と相談している。中川委員の団体において、候補者の受け入れをお願いできるものなのか。
中川委員	そのような話があれば歓迎したい。
飯村委員長	議題は以上だが、市民アンケート調査は後日、メールあるいは郵送にて再聴取することになるので、その際も委員各位から忌憚のないご意見をお寄せいただきたい。
事務局 (細田センタ ー長)	5・閉　　会 閉会を宣言した。